

令和 8 年豊能町議会 3 月定例会議
福祉教育常任委員会

会 議 録

令和 8 年 3 月 10 日（火）

豊 能 町 議 会

令和 8 年豊能町議会 3 月定例会議
福祉教育常任委員会

年 月 日 令和 8 年 3 月 10 日（火）

場 所 豊能町役場 大会議室

出席委員 6 名

寺脇 直子	内田 香織	林 和利
管野英美子	永並 啓	小寺 正人

欠席委員 なし

委員外出席 中川 敦司（副議長）

本委員会に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	上 浦 登	副 町 長	高 木 仁
教 育 長	板 倉 忠	生活福祉部長	小 森 進
こども未来部長	仙波英太郎	生活福祉部理事兼福祉課長	浅 海 毅
政 策 監	大西 隆樹	住民人権課長	萩原 哲也
保 険 課 長	千歳あや乃	健康増進課長	岡本めぐみ
福祉課主幹	清水 珠実	教育総務課長	池田 拓也
義務教育課長	峯 亜希子	こども育成課長	高田 浩史
生涯学習課長	中 谷 匠		

本委員会に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	浜本 正義	書 記	岡 篤史
--------	-------	-----	------

本日の会議に付された案件は次のとおりである。

1. 令和8年豊能町議会3月定例会議付託案件について

- ・ 第3号議案 豊能町犯罪被害者等支援条例制定の件
- ・ 第5号議案 豊能町スクールバス運行に関する条例制定の件
- ・ 第6号議案 豊能町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件
- ・ 第10号議案 豊能町国民健康保険条例改正の件
- ・ 第13号議案 豊能町立学校等屋内運動場及び施設設備の使用に関する条例改正の件
- ・ 第14号議案 豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例改正の件
- ・ 第15号議案 豊能町過疎地域持続的発展計画を定めることについて
(関係部分のみ)
- ・ 第16号議案 令和7年度豊能町一般会計補正予算(第12回)の件
(関係部分のみ)
- ・ 第17号議案 令和7年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)の件
- ・ 第24号議案 豊能町介護保険条例改正の件

2. その他

午前9時30分 開会

○委員長（寺脇直子君）

皆様おはようございます。

寒さの中にも春の訪れを感じる季節となつてまいりました。

委員の皆様には御多忙のところを御出席いただきましてありがとうございます。

本日も円滑な委員会運営となりますように皆様の御協力をお願い申し上げます。

ただいまの出席委員は6名であります。

定足数に達しておりますので、福祉教育常任委員会を開会いたします。

委員会開会に当たりまして町長より挨拶がございます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、御参集を賜りまして誠にありがとうございます。

本日の福祉教育常任委員会では、第3号をはじめ、合計10議案につきまして、審査をいただくこととなっております。

詳細に御審査をいただきまして、委員の皆様方に御理解を賜りたいと存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

本日は何とぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（寺脇直子君）

これより本日の会議を開きます。

本日の審査事項はお手元に配付のとおりでございます。

令和8年豊能町議会3月定例会議付託案件についてを議題といたします。

第3号議案、豊能町犯罪被害者等支援条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

おはようございます。

住民人権課の萩原です。

よろしくお願いいたします。

それでは第3号議案、豊能町犯罪被害者等支援条例制定の件につきまして、提案理由の御説明をいたします。

議案書の5ページとそれから議案概要の1ページ目を併せて御覧ください。

失礼いたします。

提案理由ですが、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図るとともに、安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与するため、本条例を制定するものでございます。

まず第1条では目的として、本町における犯罪被害者等の支援に関し、基本的な理念を定めるとともに、町、町民、事業者等の責務及び犯罪被害者等の支援のための施策の基本となることを規定していただいております。

第2条では、各用語の定義を。第3条では、犯罪被害者等の支援は、被害者等が置かれている状況等に応じて、名誉又は生活の平穩を害することのないよう行わなければならないとして、基本理念を定めております。

第4条では、町の責務を。第5条では、町民の、第6条では、事業者の責務を定め、第7条では、犯罪被害者等が直面する様々な問題について、相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うものとし、総合的な窓口を設置するものとしております。

また第8条では犯罪被害者等が犯罪の被害を受けた際の経済的負担の軽減の一助とする見舞金の支給について必要な事項を規則で定めるものとし、こちらは当初予算の扶助費において予算計上しておるところでございます。

第9条では、犯罪被害者等が二次被害を受

けることのないよう、安全や個人情報の適切な取扱いの確保などを定めており、第 10 条では、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性などの広報や啓発について規定しています。

第 11 条では、犯罪被害者等の支援を効果的に行うため、関係機関等に対し、必要な協力を図るものとし、関係機関等の連携協力について規定し、さらに第 12 条では、犯罪被害者等と加害者との間に親族関係等があるときや、犯罪被害が自らの行為に起因したとき等の場合、支援を制限することができる、制限を行う場合の規定を設けております。

第 13 条では、本条例の施行に必要な事項は規則で定めることとしております。

附則としまして、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものとし、経過措置として、第 8 条の見舞金支給の規定はこの条例の施行日以降に発生した犯罪等による被害について適用するものでございます。

説明は以上です。

御審査いただき、御決定賜りますようお願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

これより本件に対する質疑を行います。

管野委員。

○委員（管野英美子君）

おはようございます。管野です。

この犯罪被害者を知りえる豊能町のこのタイミングといたしますか、今あんまり新聞報道とかもされない中で、警察から連絡がいくのか、それとも大阪府にも犯罪被害者支援条例というのがあって大阪府から連絡がいくのか、どういう形ですか。

○委員長（寺脇直子君）

萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

はい。住民人権課、萩原です。

まず、犯罪の被害にどこで巻き込まれる

かってのは分からないです。豊能警察管内であれば豊能警察の方から直接連絡がいくといえますか、連携ができるんですけれども、また全然違うところで犯罪に巻き込まれたりした場合は、その場所の管轄の都道府県警を経由してまた大阪府の警察ですね、そこを経由して、また大阪府からうちの豊能町であるとか、豊能警察の方と連携してから豊能町のほうというふうな形で連絡がいくというような形になっております。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。ほかに質疑はございませんか。

林委員。

○委員（林 和利君）

林です。おはようございます。

この 8 条の中に見舞金の支給という部分がございます。

犯罪被害の直後というものはいろいろと受けられた方すごい大変だというふうに思いますが、後のですね、葬儀費用や医療費、また引っ越し、ここには住んでられないという思いがある方の引っ越し費用など、その方は出費がいろいろと重なると思いますが、この条例で経済的な負担の軽減っていう部分を申請から支給までのこのスピード感というものが必要ではないかというふうに思いますがその辺どうお考えでしょうか。

○委員長（寺脇直子君）

萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

はい。住民人権課の萩原です。

府内の自治体の中でもどこまで見舞金は、皆さんされてるところかなと思うんですけれども、おっしゃるように引っ越しの費用であるとか日常生活的な分の補助っていうのもされてるところもあるんですが、ほとんどのところといたしますか、多くの自治体で見舞金のほうは最低限されてるということで、うちの

ほうも、まずはお見舞金のほうから始めさせていただきたいなというふうに思ってますので、今後そういったものがね、必要があるかどうかいうのを検討を今後していきたいなというふうに思っております。

○委員長（寺脇直子君）

林委員。

○委員（林 和利君）

はい。見舞金というのがあると思いますけども、申請が受けてからどのぐらいのスピードでその被害者の方に手渡されるというのかというのはどのようにお考えですか、もうすぐにするよというか、こんだけの時間かかりますよ。どうなんでしょうか。

○委員長（寺脇直子君）

萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

はい。住民人権課、萩原です。

速やかにしたいなとは思っておるんですが、まずは犯罪に巻き込まれたっていうことで被害届のほうを出されてるかと思うんで、その辺りの情報照会っていうのを警察のほうとさしてもらってそれからの話かなということになってますので、はい。ちょっとどれぐらいの日というのは、それからの話になってくるんで。はっきりしたことはちょっと言えませんが。よろしくお願いします。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

管野です。

全員協議会で例を挙げて、京アニの事件とかおっしゃったと思うんですけども、そういうところは被害届は出さないでしょう。出すんですか。

○委員長（寺脇直子君）

浅海生活福祉部理事。

○生活福祉部理事（浅海 毅君）

はい。生活福祉部、浅海でございます。

個別のですね、事情がちょっと分からないところはありますが、あれほどの非常に甚大な被害があった場合には、おそらくニュースにもなってるでしょうし、それからやっぱり被害に遭われた方、それからその遺族の方々につきましては、被害届を出されるという、それはこういった流れでそうなるかちょっと分かりませんが、国のほうの制度もございしますので、警察とかそういうところからまずはそういう制度がありますよというような紹介がされるということになるかなというふうに考えております。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございませんか。

はい。林委員。

○委員（林 和利君）

林でございます。

この中にですね、二次災害っていうところがあると思うんですけども、二次災害について、二次被害に、ごめんなさい、失礼しました。二次被害っていうところで、その辺の配慮というところを今行政としては町としてはですね、どう考えておられるのかなと、町民の方とか事業者の方にもですね、二次被害っていう部分で働いてる方が、社員さんが被害を受けたとなった場合、その会社の事業主さんなりなんかでもですね、そのところもしっかりと考えていかなければいけないなというふうに思いますし、この豊能町という、このまち、コミュニティがすごい、もう何でもすぐ分かってしまうような、こういう豊能町だと思うんですけども、そんなところへの配慮などもどう考えられてられるのかというのを伺いたいと思います。

○委員長（寺脇直子君）

萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

はい。住民人権課の萩原です。

二次被害というのは結構重大な問題なのかなというふうに思ってますので、特に機密性の高い個人情報といいますか、そういったことでももちろん情報の管理は徹底するということもありますし、啓発活動や、広報などで、そういった立場の方の気持ちに立ってですね、そういった噂を広げるとか、そういったことがないように、豊能町として訴えかけていけないのかなというふうに思っております。

○委員長（寺脇直子君）

はい。林委員。

○委員（林 和利君）

はい。林でございます。

今ただいま広報活動とかつていう部分がお話があったのでこの条例、今回審議ということでもありますけども、この条例をつくって終わりではなく、しっかりと犯罪被害者のつていうのはもう誰の身にも起こりうることだと思えますので、その辺の啓発をしっかりと広報なり、また、ホームページ、町のホームページなりですね、しっかりと訴えていただきたいなというふうに思いますのでよろしくをお願いします。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございませんか。

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

お見舞金のことですけれど今回は当初予算で、扶助費で計上されていますけれど、来年はどうなるんですか、毎年こういうふうに計上しておくんですか。

○委員長（寺脇直子君）

萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

はい。住民人権課の萩原です。

この見舞金の対象になるっていうのは、かなり重大な犯罪になるのかなと思ってるので、まず実績がないところから始めてますので、

まずは死亡のときとそれ重傷病のときとで、30万、10万円の形の1名ずつでカウントさせていただいたんですけれども、ちょっと実績に応じて、そこは変えていかないといけないのかなと思うんですが、正直そんな一気にたくさん、そういった京アニのように、あいった大きく大規模的なのがあったときはちょっと別なんですけど、通常でそんなに頻繁に起こるケースではないかなというふうに思ってます。

ただ、どこで豊能町民の方がそういった犯罪に巻き込まれるか分からないので、そのためにこういった制度をつくっておくことで安心感が得られるのかなというふうに思ってるんで、そのようにさせていただいております。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。ほかに質疑ございませんか。

はい。永並委員。

○委員（永並 啓君）

通常、どこの都道府県で被害に遭っても豊能町には今までも情報は入ってきてたという理解でいいですか。

その連絡体制がどうやって豊能町は知ることになるのか、いやこういう制度があったら被害に遭われた方には全部申請してもらいたいんですけど、知らなかったっていうのがないようにするにはどうしたらいいのかなと思って、まずは豊能町は被害に遭われた方が、例えば北海道で被害に遭われましたっていう情報は常に各都道府県に警察のほうから連絡が来ているという状態でよろしいですか。

○委員長（寺脇直子君）

萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

はい。住民人権課の萩原です。

各警察署管内にはそういった犯罪被害者の担当といいますか、支援員が必ずいますので

で、そういったところからどういった、まず警察、国のほうは国の給付金という制度があるんで、その説明は対象であればすることになるでしょうし、またその情報といいますか、あと犯罪があった情報っていうのは、その管轄の都道府県警いって、そこから大阪府警いって、大阪府警から豊能警察なり、直接うちにくる場合もあるというふうに豊能警察のほうに確認したらそのようにありましたので、そこは個人情報の問題とかもあるとは思いますが、豊能警察のほうでは連絡が来るというふうに聞いております。ただ全ての事件ではないとは思いますが。重大な犯罪とかそういったところは必ず来るのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

じゃあ、こういう条例ができましたっていうことを警察が知っておけば警察のほうから支援員の方が、豊能町にもこういう制度がありますんでっていうことをお伝えしていただけるということですね。分かりました。

あと1点犯罪っていうのはいろいろあるかと思うんですけど、どういう区分、区分けをして見舞金が変わるのか。

常になんか何となく京アニとか北新地の放火の事件とか、死亡のことを前提ですけど、例えばそれだけですか。そこまで至らない犯罪とかもたくさんありますよね。そういった場合の見舞金っていうところは、そこら辺の犯罪の区分っていうか、そこはどう考えておられるんですか。

○委員長（寺脇直子君）

萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

はい。住民人権課の萩原です。

うちの見舞金としましては、死亡されたと

きの遺族に対する死亡見舞金と重傷病なったときの本人に対する重傷病見舞金を考えているんですけれども、基本的には重大な犯罪ということで、警察のほうでも重大な犯罪っていうのがある程度指定されてるんですけれども。そうですね、まず、殺人であるとか、あとは強盗致傷とか、傷害などですね、そういったものがこの見舞金の対象になるのかなというふうに思いますが。はい、あと放火とか、そうですね、そういったところも含まれます。基本的にはそういった、警察のほうでも重大な犯罪と、何ていうんですかね、重大な犯罪としてるものがこちらのほうの対象になってくるというふうに思っております。

○委員長（寺脇直子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

今傷害とかも入れられましたけど、傷害ってけんかでも傷害になっちゃうんですけど、その重大っていうものは、警察が重大犯罪ということに対象とした場合っていうことでもいいですか。

警察が重大かどうかの判断基準は決めるという、それ警察の中でいろいろあるんでしょうね。そこを我々のほうではもうこの条例でそこまで細かく決めなくても警察が言った場合っていうことで警察でしっかりと線引きをされるのかどうか。

そこだけお聞かせください。

○委員長（寺脇直子君）

はい。萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

はい。住民人権課の萩原です。

一応、一例を出して犯罪の名前を出させてもらいましたけれども、基本的には遺族見舞金とか犯罪等によって亡くなられた町民の遺族の方っていうことにもなりますし、重傷病に関しては、そういった何ていうか、普通に窃盗とかの事件であれば、もの盗まれるとか、

あと詐欺とかでしたら、多分どこまでか分からないけど、重傷病になかなか至らないのかなというふうに思ってるんで、今なんかそこはちょっと対象になりにくいのかなというふうに思ってますが、結局、被害を受けた方がどのように亡くなられたとか、重傷病を負ったのかそこが問題になってくるのかなというふうに思っております。

○委員長（寺脇直子君）

はい。浅海生活福祉部理事。

○生活福祉部理事（浅海 毅君）

生活福祉部、浅海です。

少しちょっと補足をさせていただきますと、先ほど委員おっしゃってました、けんかとかそういった際でもですね、日常的にでもないんでしょうけれども、そういったけんかなかでしたら、なかなかここまでにはならないんですが、その結果ですね、それが例えばお医者さんの診断によってですね、1か月以上の療養とか、3日以上入院を要する傷害とか、そういったことによって、又は3日以上仕事ができなくなったとか、そういった場合につきましては、重傷病の見舞金という形でこちらのほうは、8条に定めておりますように規則で規定することにはなりますが、そのような形でしていくことを想定しております。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。永並委員。

○委員（永並 啓君）

この見舞金の条例っていうものを、もう大阪府下では結構制定されてるんですか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

住民人権課の萩原です。

そうですね、大阪府はちょっと結構他の都道府県に比べたらちょっと遅れているということでもあります。ちなみにそうですね、うち

の府内で言いますと、箕面市さん、近隣の箕面市さんであるとか、あと熊取町さん、それから忠岡町さん、あと岬町さん、それからあとはですね、条例ではないんですけども、茨木市さん、それから豊中市さん、吹田市さんは要綱に基づく見舞金という形で制定のほうをされてますし、池田市さんについては、災害被害、ごめんなさい、犯罪被害者等支援条例ではないんですが、災害見舞金等の支給条例の中で犯罪被害者の支援を対象にしてそういったところで支援をしていくということになっております。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございませんか。

ないようでしたらちょっと私のほうからちょっと1点確認させていただきたいんですけども、第4条の関係機関ですね、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援施策を総合的に推進しなければならないという、この関係機関っていうのは先ほどから出てる警察とかほかにはどこかあるのでしょうか。

はい。萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

はい。住民人権課の萩原です。

はい。警察はもちろんのことなんですけれども、大阪府であるとか、あとは民間の支援団体ですね、そういったところとかも情報の連携というか、そういったところをしたいと思います。

○委員長（寺脇直子君）

12条なんですけども、犯罪被害者の支援を行わないことができるっていうふうに条例ありますけどね、この（3）番目の、「犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認められるとき」というのは、どのような場合なのか伺います。

はい。萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

はい。住民人権課の萩原です。

もちろん上に書いてある親族関係とかそういったところはもちろん省くんですけれども、社会通念上適切でないって認められるのは、そうですね、例えば交通事故とかの被害については過失の場合ってのは公的な補償とか、そういったものがあるんですけれども、そういったことで対象外と考えてるんですが危険運転の致死傷害とか、公的な補償を受けることができない場合というのを対象に考えているということでございます。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございませんか。

はい。永並委員。

○委員（永並 啓君）

今のでちょっと確認なんですけど、それ警察から来るんだったら来ないですよ。

重大事件に警察が多分危険運転で致傷でも、この支援金をついていう紹介を、それでも警察はされてくるんですか。警察が重大事件だということで紹介を受けて豊能町の中でそれは違いますよねっていうケースはあるんですか。警察が判断をされて、支援員の方がこういうのがありますよっていう制度を被害者の方に伝えますよね。それで豊能町で、いやそれは違いますよねっていうケースがあるのかのように聞こえたんですけど、それはないですよってなると先ほどの危険運転とかでやった場合警察のほうが、重大事件として紹介しないのかなと思うんですけど、そこだけ確認させてください。

○委員長（寺脇直子君）

浅海生活福祉部理事。

○生活福祉部理事（浅海 毅君）

生活福祉部、浅海です。

今ちょっとお答えが少しちょっとなんかひっくり返ったのかなという気もしてるんですが、元のほうの御質問で言いますと、社会通

念上適切でないとは認められるときは支援を制限するという規定にまず 12 条ではなっております。

こちらにつきましてはどう、例えばどういうときに考えられるかといいますと、交通事故で大きな被害が発生した場合にですね、ただ自動車のほうの保険が適用される場合は、そちらで救済されますので、支援はしなくてもいいというような考えに基づいておりますが、今その一方で、例えば、危険運転致死傷というような、重大な被害、犯罪に類するような状況が起きたときには、その際は一定ちょっと実際のところ、あれですが警察のほうからこれは重大な事件だというふうに判断すれば、こういう制度がまずは国の制度、それから豊能町でもこういう制度がございすよというアナウンスは一定されるのかなあとは思っております。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。永並委員。

○委員（永並 啓君）

警察の判断をした中、警察は紹介をされますよね。こういうふうにこういうのがありますよってなった場合、それで豊能町の中で、いやいや警察さんはそう言いますがこれは違いますよねっていうケースは、あるかどうか、多分ないのかなと思うんですけど、そこを確認します。

○委員長（寺脇直子君）

はい。浅海生活福祉部理事。

○生活福祉部理事（浅海 毅君）

生活福祉部、浅海です。

今委員おっしゃられるようにですね、よその条例の場合でもですね、こういった自動車での事故とか、そういった場合の公的な補償が受けられる場合は支援の制限を設けておりますので、警察のほうも、そういった場合の想定は多分なされてると思いますので、警

察のほうでそちらについてもそういった説明はなされるものかなというふうに考えております。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。ほかに質疑ございませんか。

はい。内田副委員長。

○副委員長（内田香織君）

すいません。内田です。

これ犯罪被害者なんですけど、明らかに犯罪じゃない、例えばですね、いじめに遭いました。亡くなりました。でも、明らかにいじめじゃないとか、判断が難しい場合、でも一人亡くなってるっていう場合も、これは対象になるのでしょうか。

○委員長（寺脇直子君）

浅海生活福祉部理事。

○生活福祉部理事（浅海 毅君）

生活福祉部、浅海です。

犯罪というものの定義は広いものだというふうに考えています。

非常に軽微な犯罪もありますし、それから重大な犯罪というものもあります。

実はここの定義、なかなか難しいところです。今委員おっしゃられてました例えばいじめとか、これがすぐさま犯罪になるというようなものとなかなか言い切れないような場合でもですね、例えばですね、第2条の第1号のところですね、犯罪等という、ここの定義なんですけど、「犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為」というふうに犯罪等と定義しております。

こちらについてはきっちりとこちらのほうでも必ずしも定義を定めているわけではないんですが、想定されるものとしては例えば、近年、SNSとか、それからネット上での誹謗中傷とか、こういったものについては、すぐさま犯罪というふうに言い切れない部分もあったりします。

ただし、それが数多く寄せられた場合に、命を絶つとか、そういったケースも近年見られております。こういった場合ですね、心身に有害な影響が及ぼされたということで、そういったところも一応その範囲に考えられるのではないかなというふうに考えております。

ただ、今御質問ありましたようなごくごく軽微なものにつきましては、ここでの、少なくとも見舞金の対象とはしないと。ただし、そこまでではなくても、何らかの相談とかですね、そういったものについては、適切に対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（寺脇直子君）

はい。ほかに質疑ございませんか。

管野委員。

○委員（管野英美子君）

説明聞けば聞くほど分からなくなったんですけども、この重大事案のところ、警察の白書見てるんですけど殺人、傷害致死、強盗、強姦、放火、これぐらいのことが重大事案ですか。

その次がですね、傷害、暴行、脅迫、暴力行為が粗暴犯、そのあとは窃盗、詐欺、恐喝、横領、財産犯みたいなことが書かれてあるんですけども、このところの見舞金っていうのは最初に言った重大事案なんですか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。浅海生活福祉部理事。

○生活福祉部理事（浅海 毅君）

生活福祉部、浅海でございます。

犯罪の種類ですけども、たくさんあるかなと思っております。

もちろん言うまでもなく、殺人、それから放火、傷害等につきましては、こういった少なくとも見舞金の対象になってくるのかなというふうには考えております。

ただ、そうしましたら窃盗とかですね、横領とかそういったものにつきましては基本的には少なくとも見舞金の対象にはなってこな

いのかなというふうには考えております。

ただ、その結果ですね、重大な結果が及ぼされたときのようなことにつきましては、ここなかなか微妙かなとは思っておりますが、その個別のところはしっかりと見ていく、それは警察のほうとも相談をしながら見ていくということになるのかなと思っておりますが、あくまでもこちらのほうは、町の条例のほうはあくまでも見舞金ということで、お見舞いの意味合いがございますので、そういった性質のものかなというふうに考えております。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。ほかに質疑ございませんか。

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（寺脇直子君）

挙手全員であります。

よって、第3号議案は原案のとおり可決されました。

第5号議案、豊能町スクールバス運行に関する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

おはようございます。

教育総務課、池田です。

よろしくお願いいたします。

それでは第5号議案、豊能町スクールバス運行に関する条例制定の件につきまして、御説明のほう申し上げます。

議案書の11ページから14ページ、条例の概要資料のほうを併せて御覧ください。

着座にて説明させていただきます。

制定の理由でございますが、豊能町立とよの西学園の開校に伴い、児童の通学手段として運行するスクールバスの運行を円滑に行うため、本条例を制定するものでございます。

条例の概要でございますが、第1条では、本条例の趣旨を規定するもので、スクールバスを円滑に運行できるよう必要な事項を定めるものでございます。

第2条は、スクールバスの設置目的を。第3条では、スクールバスの運行区間を新光風台から豊能町立とよの西学園までと定めるものでございます。

第4条は、スクールバスを使用できるものを定めるもので、新光風台地区に在住し、とよの西学園に通学する1年生及び2年生とするものでございます。

第5条は、スクールバスの運行内容を定めるもので、基本的には授業がある日に運行することを定めております。

第6条は、スクールバスの申込み方法を定めるもので、詳細な手続きにつきまして、規則に委任するものです。

第7条から第9条は、スクールバスの使用料について定めるもので、納付の方法や、納期限は規則に委任し、使用の実態により減免できることを定めるものでございます。

第10条は、スクールバスの使用者の遵守事項を。第11条は、スクールバスの使用制限。第12条は、スクールバスに損害を与えたときの賠償について定めるものでございます。

第13条は、スクールバスの運行を民間事業者に委託することができることを定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

御審査いただき、御決定いただきますよう
よろしく願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

これより本件に対する質疑を行います。

管野委員。

○委員（管野英美子君）

管野です。

第4条にもありますように新光風台地区の
1、2年生と明記されていますけれど、総括
質疑にもありましたように、その他町長が認
めるもの、例えば、けがをされた場合とか、
障害のある方は、介護タクシーを利用されて
るケースも私は見たことがあるんで、それは
いいんですけども。突然学校でけがしたとか、
そういう方を乗せたりはできないんですか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。

今回対象とさせていただいておりますのは、
新光風台在住の1年生、2年生を対象にさせ
ていただいております。

今委員のほうから御質問ありました、障害
であるとかですね、何らかの形で登校とかに
ですね、できない児童とかを乗することができ
ないかという御質問でございますが。今回あ
くまでも対象としておりますのは新光風台在
住の1、2年生のみということと、あと、そ
ういう方であってもですね、町全体でもやは
りそういう方っていうのがいらっしゃいます
ので、その辺りは町全体としてですね、どう
いうふうに対応するかっていうのを検討して
いかないといけないのかなというふうに考え
ておりますので、今回の条例ではそういう方
は対象とはしておりません。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

障害の方は介護タクシーがあるんでね、保
護者の方も送っていかれると思いますし、う
ちもちょっと喘息持ってたんで、学校の近く
まで送っていったりもしたので、それは別に
構わないんですけど。そしたら、もしけが
して松葉杖ついてても、乗せないんですね。

8時 24 分発新光風台2丁目から発のバス
があるんですけどもそれは40分ぐらいに支
所前に着くので、ちょっと遅れるかなってい
う、そういうバスを使ってくださいという考
えですか。

○委員長（寺脇直子君）

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）拓

教育総務課、池田でございます。

今ちょっと例を出していただきました。

何らかの形で例えば骨折とかして歩いて
いくのがなかなか困難であると。今現在も
ですね、そういう児童生徒っていうのは少な
からずとも年に数名いらっしゃると。ここは
保護者の責任で、学校までの送迎、送り迎え
していただいているってことございますの
で、保護者が自家用車なりで送迎されるのか、
それともやはり御家庭の御事情もありまして、
公共交通機関でっていうことになりましたら、
その辺りは学校のほうにですね、当然連絡の
ほう入れていただいて、公共交通機関利用と
いうことであれば、始業時間には間に合わない
ということになりますが、それで登校をし
ていただいているというところでございます。

○委員長（寺脇直子君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

その点分かりました。

もう1点ですけど、第4条の中に「新光
風台地区に居住し」と限定されていますけれ
ど、吉川の保の谷には、光風台小学校の通学
区域なんですね。そこをなぜうたわないんで

すか。今子どもはいませんが、新光風台3丁目がまだできていないときに、私と新光風台2丁目で登園班を作っていたんですね。だからここは今いらっしゃらないかもしれないけど、可能性はあるんで、ここはちゃんと入れておいたほうがいいんじゃないですか。

○委員長（寺脇直子君）

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。

今回まずスクールバスを走らせるということで、検討させていただいたときに、当然新光風台地区にお住まいされてる方っていうのが、光風台小学校が近くにあるというようなところで、新光風台地区を選ばれた、選んで住んでいただいているというような理由も一つあるというようなところを考えて今回光風台小学校区の、あくまでも新光風台にお住まいの方だけをとってという形で今回条例を制定をさせていただくということで、上げさせていただいてるところなんです。委員のほうから今御指摘のございました吉川の保の谷地区、こちらにつきましても光風台小学校区ということでございます。

現在はですね、対象となる児童の年齢の子っていないということは確認はできておりますが、そこを対象としていくっていうところは、今後の課題であるというふうには認識しておりますので、今後検討し対応していきたいというふうに考えております。

○委員長（寺脇直子君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

その子ども今大阪に出てるんですけどね。もし戻ってきてって言ったら、その戻ってきた時点で条例改正するんですか。

○委員長（寺脇直子君）

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。

転入するタイミングっていうのは、行政側が決めるものでは当然ございませんので、もう早い段階で、その保の谷地区をどういうふうにするかっていうところで条例改正のほうはさせていただきたいというふうに考えています。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございませんか。

はい。林委員。

○委員（林 和利君）

はい。林でございます。

先日の協議会等で、学校行事や部活動でもスクールバスは使用しますというふうなお話がありました。

一応確認ですけどもよろしいでしょうか。

○委員長（寺脇直子君）

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。

今回スクールバスのほうを、8年4月からということで今回条例のほうを上げさせていただいておりますが、スクールバスの運行時間というのは、登下校時のみということになってございますので、それ以外の時間帯で、学校の行事等で使える部分というのは最大限有効に使いたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

林委員。

○委員（林 和利君）

学校行事、部活動、スクールバスという名前がついてるんで、児童優先っていうか、オンリーになると思うんですけども、昨年ですね、光風台の祭りがありまして、そこでバスをですね、チャーターしたんですね、光風台の祭り5丁目、6丁目の方遠いので。それをバスチャーターして、なかなか1年に1回の祭りに来れなかった高齢の方とかも喜んで使

用していただいて光風台の中央グラウンド往復をするような、そんなことを初めて行ったんですけれども、ちょっとバスが空いてる時間というか、なかなか先ほどもその他町長が認めるものというのもございますけれども、厳しいとは思いますが、そんなものもちょっと地域としての要望なんか出てくるんじゃないかなっていうふうに思いますんで一言申し上げたいと思います。

またですね、それとは別に業務の委託という 13 条にございましたけども、これは町が「全部又は一部を委託する」というふうにあります。全く町としての運営っていう部分は考えてないのでしょうか。それとも町はやるんですけども、途中からそういう委託できる業者さんがいらっしゃったら、一部又は全部を委託していこうかなっていう、スタート時点はどんな感じになるのでしょうか。

○委員長（寺脇直子君）

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

はい。教育総務課、池田でございます。

条例のほうで 13 条のほうに規定をさせていただいております民間への委託をすることができると規定がございますが、現状 8 年 4 月からはですね、これは直営で、豊能町が自ら運行するというのもう進めさせていただいております。

ここで民間事業者に委託することができるという規定しておりますのは、実際こういうバスの管理事業であったりとかですね、あるいは施設の管理とかを包括的に民間にお願いするというようなケースもございますので、そういったことをすぐにどうこうというものではございませんが、長い目で見たときに民間の方にもですね、事業主体となってもらえることができるように、条例のほうで定めさせていただいてるところでございます。

○委員長（寺脇直子君）

林委員。

○委員（林 和利君）

林でございます。

町が 4 月 1 日からスタートさせるということで、そしたら仮にですよ、こんなことあっては欲しくないんですけども、事故があったというときはもう町が責任全て負うということになるんですかね。

お願いします。

○委員長（寺脇直子君）

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。

スクールバスという名前がついてございますが、あくまでもこれは公用車と同じ扱いになってございますので、あってはならないんですが、万が一のそういう事故等々の場合はですね、当然保険に加入してございますので、町の責任でその保険会社のほうに対応いただくということでございます。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございませんか。

はい。内田副委員長。

○副委員長（内田香織君）

内田です。

幼稚園バスは保護者が乗り降りのときに引き取る形になっていますが、この小学校 1、2 年生の場合は保護者、朝は保護者いてるかもしれない、帰り特に保護者がいなくても、もう児童自ら降りて自宅に帰るという形ではないのでしょうか。

○委員長（寺脇直子君）

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。

今回運行させていただきますスクールバスにつきましては、決められたバス停のほうまでですね、登校時は迎えに行かせていただいて、そこまで自宅からですね、一人で来ら

れるのか、それとも保護者の方が付き添って来られるのか。また帰り、下校時ですね、バスのほうでお送りさせていただいて、決められた停留所で降車していただいた後、一人で帰るのか、それとも保護者の方が迎えに来て帰っていただくのか、この部分につきましては、登下校同じ考え方でございますので、ここは保護者責任でという形でお願いをしております。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。内田副委員長。

○副委員長（内田香織君）

もう一つ質問です。実際ちょっと最近保護者さんと話をしていたときに、我が子の体力を一番保護者さんが分かっている、うちの子歩けるんじゃないかなという思いの方は歩かせようかなって思っていました。

ただ、夏の間だけとか、数か月、1、2か月のバスの利用っていうのはありなんですか。お願いします。

○委員長（寺脇直子君）

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。

実は2月の28日の土曜日に新光風台地区に在住いただけてます、この新1年生、2年生の保護者の方を対象にですね、説明会のほうをさせていただきました。

その中でも、今委員おっしゃられるような質問もございました。

あくまでもこれは申請をしていただければ、当然途中から申し込んで利用することもできますし、途中からやめることもできますよと。

ただ一定やはり安全運行をするためには今日言って明日っていうわけにはなかなかいきませんので、一定の期間を前もってですね、申請いただければ、そういった利用は可能で

すというふうに御回答させていただいておりますので、今の委員の御質問に対しては可能ですということになります。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですかはい。

ほかに質疑ございませんか。

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

これね、主体者というか、これは教育委員会ですよね。町長が認めるとかっておかしいんじゃないかなと思うけど。

教育委員会が認めたら、それでいいんですよね。

○委員長（寺脇直子君）

はい。池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田です。

すいません。遅くなりまして。今回運行をさせていただきますスクールバスにつきましては、一定の見解っていうのは当然これ教育委員会のほうで判断のほうはさせていただくということで規定させていただいております。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。小寺委員。

○委員（小寺正人君）

光風台の住民の方がね、小学校3年生も入れたらどうやという、それで陳情に来られましたけど。その時に、町長の権限とちやいますよと。その住民の方には説明したね、教育委員会、教育長じゃないですよ。

教育委員会が主体的にやってるから、陳情されるなら、教育委員会に言わはったらどうですかという話しました。

教育委員会ですよ。

○委員長（寺脇直子君）

はい。池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

はい。教育総務課、池田です。

一定のこの判断につきましては、これは教育委員会のほうでさせていただいておりますので、御答弁になるかちょっとあれなんですけれど教育委員会のほうにお願いしていただけたらと思います。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい、ほかに質疑ございませんか。

休憩よろしいですか。

1時間たちましたのでここで暫時休憩とさせていただきます。

（午前 10 時 26 分 休憩）

（午前 10 時 34 分 再開）

○委員長（寺脇直子君）

はい。休憩前に引き続き会議を開きます。

はい。答弁を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

おはようございます。

こども未来部、仙波です。

先ほどの件でございますが、この条例の目的から大きくそういうふうな逸脱をしない場合は、町長から例えば教育委員会に委任されているという判断ができる場合については、教育委員会という形になるというふうに理解をしております。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。ほかに質疑ございませんか。

ちょっと私のほうからちょっと質問させていただきます。

スクールバスの乗降場所の安全対策とか運行時の見守り体制ですね、それと先ほど林委員が事故発生時の質問されてましたけども、仮にあってはなりませんけども、現場で何か事故が起こった場合の対応というのは誰がす

るのかっていう、このようなことについてどのように想定されているのか伺います。

はい。池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。

今回運行しますスクールバスにつきましては、乗降場所につきましては、阪急バスのバスの停留所のほうを予定してございます。

当然阪急バスあるいは大阪府警、陸運局との協議のほうも、もうすでに終わっておりまして、ちょっとこうなんですかね、バスがとまりやすいように路肩というかへこんでるところに使わせていただいて、乗降をしていただくというのが一つ。もう一つは、スクールバス運行に当たりましては、バスのドライバー以外に1名の添乗員、これはいわゆる有資格者ではなくですね、看護師とかそういう方ではないんですが、1名の方を添乗していただいて、送り迎えに児童の案内をしていただくということを想定しております。

あわせて添乗員には当日出席するかどうかっていうことを新たに8年度予算のほうで、今、提出をさせていただいておりますシステムを見るためのスマートフォンのほうを常に携帯をしていただいて、有事のときには、その電話を用いて学校及び警察、救急というところに連絡をするというところでのリスク管理をさせていただこうというふうに考えております。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございませんか。

ないようですので質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛

成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○委員長（寺脇直子君）

挙手全員であります。

よって、第5号議案は原案のとおり可決されました。

それでは1時間経過しましたので、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時50分といたします。

(午前10時36分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○委員長（寺脇直子君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

第6号議案、豊能町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

それでは第6号議案、豊能町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件につきまして、議案書及び議案概要に沿って御説明いたします。

着座にて失礼します。

本件につきましては、こども誰でも通園制度の実施に係る新たな基準が国において制定されたため、これに合わせて町条例を制定するものです。

まず、議案概要を御覧ください。

改正する条例の名称は、豊能町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例です。

制定の理由は、国において特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が定められたことから同基準を踏まえて、本町においても規定を整備するものです。

条例の概要について御説明いたします。

生後6か月から満3歳未満で保育所などに

通っていない子どもを育てている家庭が、月一定時間までの利用期間枠の中で、就労時間を問わず時間単位で柔軟に利用できる新たな通園制度として、令和8年4月1日からこども誰でも通園制度が開始されます。

当条例は、当該事業が子ども・子育て支援法に規定する新たな給付事業と位置づけられたことを踏まえ、その給付対象事業について、乳児等通園支援事業者が事業運営に当たり、遵守すべき事項などについて、運営の基準を定めるものです。

続いて15ページの議案書を御覧ください。

第6号議案、豊能町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例制定の件です。提案理由は先ほど議案概要にて御説明したとおりです。続いて16ページの条例案文を御覧ください。

まず目次でございます。

本条例は第1章から第3章まで、合計33の条文から成り立っています。

第1章の総則では第1から第2条において、条例制定の趣旨などを規定しています。

第2章の第3条から第32条においては、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の細部を規定しています。

第3章の第33条では雑則を規定しています。

それでは、主な条文について概要を御説明いたします。

第1条では、条例制定の趣旨を規定し、子ども・子育て支援法に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関して必要な事項を定めるものとしています。

第2条では、一般原則として特定乳児等通園支援事業者が全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境を提供することや、子どもの意思及び人格を尊重することなどについて規定しています。

第3条では、事業者が条例に基づき利用定

員を定めることを規定しています。

第4条では、事業者が子ども誰でも通園制度通園の利用申込みを受けた後に保護者とともに当該児童の面談を行う義務などを規定しています。

第5条では、事業者が保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければこれを拒んではならないことを規定しています。

第9条では、事業者が子どもや保護者の心身の状況や養育状況等について把握することを規定しています。

第11条では、事業者が特定乳児等通園支援を提供した際に提供した日時や時間など必要な事項を記録すべき義務を規定しています。

第12条では、特定乳児等通園支援に要した費用の支払いについて、通常は利用者に代わって事業者が代理受領すべきところ事業者が直接保護者から受領する場合の基準等について規定しています。

第15条では、事業者が自らその事業に関する評価を行うことを義務づけ外部評価を受けながら、常にその改善を図るよう努めることを規定しています。

第17条では、乳児等通園支援事業を利用している子どもに体調の急変が生じた場合などに、速やかに保護者や医療機関へ連絡を行うなど必要な措置を講じることを規定しています。

第19条では、事業者が事業の運営に関する重要事項について、運営規程を定める義務を規定しています。

第24条では、事業所の職員による虐待等、子どもの心身に有害な影響を与える行為の禁止を規定しています。

第28条では、事業者が利用者の家族からの苦情に対して迅速かつ適切に対応するための措置を講じることを義務づけしています。

第30条では、事業所における事故発生の

防止及び発生時の対応とともに、事後の体制整備と事後措置について義務づけしています。

第31条では、特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分すべきことを義務づけしています。

第32条では、事業者が事業に係る諸記録を整備し、5年間保存することを義務づけしています。

第33条では、事業者が書面等によって取り扱うことが規定されている記録、作成、保存等の事項について、電磁的記録によっても行うことができるものを規定するものです。

これは子ども誰でも通園制度の利用申込みや予約手続きを紙媒体の書面ではなく、インターネットシステムを介して可能とすることなどを規定するものです。

附則として施行期日は令和8年4月1日としています。

説明は以上でございます。

御審査いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

これより本件に対する質疑を行います。

管野委員。

○委員（管野英美子君）

管野です。

12月議会で議決しました55号議案と、この条例の違いっていうんですか。違いは何か間違い探してみたいに最初の規定の内容の最初の10行ぐらいはおんなじなんですけど、特定ってついてるかついてないかなと思ったりもしてて、読み解くと55号議案は結構設備のことが書かれてあるんですけど。この違いをもう少し詳しくお聞かせいただけますか。

○委員長（寺脇直子君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

今回の第6号議案の条例制定につきまして、こども誰でも通園事業を、子ども・子育て支援法に基づく給付の対象事業として実施するに当たりまして、市町村の承認が必要というふうになっておりますけれども、その部分に関して、事業者が事業運営に当たって遵守すべき基準等の細部について定めたものでございます。

一方で、本日第14号議案で提案している条例改正の分でございますけれども、こちらは児童福祉法に基づきまして、主に乳児等通園支援事業所が整備すべき施設や職員に関する事項等、事業の認可に関する事項を規定するもの。この違いがございます。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

すいません。さらに分からなくなってきましたんですけど、12月議会で55号議案、議決しました。それも設備及び運営の基準を定める条例になっているんですね。それで違うところは特定乳児か、こっちは。あと12月は乳児等って書いてあるんですね。その12月議会でいろいろと私たちも意見言いました。

一時預かりとの違いや一時預かりの内容が変わるっていうことも、そこまでは理解したんですが、今回のこれで何を問うてるかが若干分からないので説明いただけますか。

○委員長（寺脇直子君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

先ほどの説明とちょっと重複する部分があるかと思いますが、12月議会で審議したこの乳児等通園支援事業の運営に、失礼しました。豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例ですけれども、これはまず事業者が事業を始めるに当たって、町に

認可を求めるんですけれども、その認可の基準を定めたものでございます。

一方、本日審議していただく豊能町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準、こちらですけれども、この事業自体が、利用者はあるいは保護者はこの乳児等通園支援に当たる給付を受けるというのが法律上決まっている。これは現物給付ということで、お金ではなくて、実際に利用できるという給付を受けるんですが、この給付を受けることができるその対象となる事業者、ここは市町村が確認をすると、法律的な用語ですけども、確認をするというような立てつけになっておりまして、確認をするための条件のところを示している、そういう条例でございます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

今この条例はふたば園に係る条例ですよ。

誰でも通園制度の今後、西地区でこども園ができて、誰でも通園制度も入れてもらったときにこの条例が当てはまるということですか。先ほど事業者の条件とおっしゃったんで、そういう理解でいいですか。

○委員長（寺脇直子君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

管野委員のおっしゃったとおりでございます。今後、新たに事業を開始する事業者があった場合には、この二つの条例、両方とも満たす必要があるということでございます。

○委員長（寺脇直子君）

管野委員

○委員（管野英美子君）

ではちょっと条例の中身とは違うんですけど、55号議案のときに、12月議会のときに、箕面森町はこういう誰でも通園制度がないから豊能町に豊能町の施設を使いたいって

言われたときに、豊能町民を優先させて欲しいという意見が委員から出たと思うんですけど、そのところはクリアできているんですか。

○委員長（寺脇直子君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

その部分につきましては、今現在運営規程の最後の調整を行っているところでございますが、インターネットシステムを介して利用するというのがございますので、その中で、例えば町内の人と町外の人予約のタイミング、こちらで差異をつけるということによって、優先度、優先枠を確保するということを想定してるところでございます。

○委員長（寺脇直子君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

町内、町外っていうのはどうやって広報されるんですか。

○委員長（寺脇直子君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

広報につきましては、今現在作成中でございますけれども、例えば子どもさんをお持ちの保護者の方が来られる場所でチラシをまくとか、あるいは子育て支援ブック、これも他課で作っている分のその中にも誰でも通園については周知を図っていきたいと思っております。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。ほかに質疑ございませんか。

林委員。

○委員（林 和利君）

林です。

この特定乳児等っていうのは特定乳児の方

っていうのは、普通つったら申し訳ないですけど、普段の乳児さんとは違うというか、もうやっぱ特定っていうその辺のふたば園のほうでされるということですけども、ふたば園の職員さんが、またそういう特定乳児の方に対しての、専門的な知識とか、そういうものはしっかりと準備されてるというか、そういう方がいらっしゃるのかどうか。

確認の意味でお願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

この条例の名称にもなっております特定乳児等通園支援事業、この特定の意味合いでございますけれども、恐らく林委員が想定されてるのは、例えば特別な配慮が要るとか、そういうお子さんのことかなと思うんですけれども、ここで使ってる特定というのはそういう意味ではございませんでして、この乳児等通園支援給付、この対象になる事業者について特定という文言を定めているものでございますので、一般的にこれ法律に従いまして、特定という文言をつけておりますけれども、先ほど御説明したとおり、その特別な配慮の必要な子どもさんを特定と言ってる意味合いとは異なります。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

はい、小寺委員。

○委員（小寺正人君）

要はですね、特定乳児通園事業者っていうのが市町村長から、確認を受けた事業者、これについて話をしてるんですよ。

だから今回多分民営化したときに、これに当たるんですよ。もう一つあるのが、後ろの何条でしたっけ、それは特例、特例のほうですよ。市町村長から確認を受けてないけ

ど、知事からその認可を受けている。その事業者という何か違いがあるんじゃないでしょうか。

○委員長（寺脇直子君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

確認という、私、御説明させていただきましたが、まず前提としましては、事業所の認可については、この 12 月議会で御審議をいただいた条例、これに基づいてするということでございます。

確認と言いますのは、特定乳児等通園支援給付の対象になるかどうかを、これを審査する事項が確認ということございまして、この事業者ということになりましたら、給付を町が行うことになるんですけれども、その際には、国が2分の1、それから府が4分の1、町が4分の1の支出でこの給付を行うということになるということになります。

○委員長（寺脇直子君）

小寺委員。よろしいですか。

もう他の質問。

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

特定乳児通園事業者と特例等通園業者の区分、区分をなさいますとか書いてたように思うけど。そうじゃなかった。何かそう、区分をなさいます。これかこれね。何か書いてたような気がするけどまだいってないかな。給付に対しては、市町村から事業者に直接支払われる法定代理受領ができるとか、そんなことをするのが特定乳児等通園事業者ということになってると思う。もう一つのほうは違うんじゃないですかね。もう一つのほう。

○委員長（寺脇直子君）

すぐ答弁できますでしょうか。

できなかったら、暫時休憩します。

（午前 11 時 11 分 休憩）

（午前 11 時 18 分 再開）

○委員長（寺脇直子君）

はい。それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

条例二つがちょっと分かりにくくて御迷惑をおかけしております。

一例として例えるならば、医療機関の病院のことを例に出させていただきます。

12 月議会で御審議いただいた条例に関しては、病院でいわゆる自由診療で受ける場合、自由診療で医療を受ける場合にその病院を認可するようなイメージ。病院自体の認可についてはこの 55 号議案での条例で制定しているものでございまして、一方、本日審査いただいている分についてはそのうちで、保険診療に当たる部分でして、自由診療よりはさらに厳しい条件のもとで、給付が行われるというための規定を設けるものでございます。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございませんか。

ないようでしたらちょっと私のほうからちょっと質問させていただきます。

第 3 条にですね、利用定員とか利用定員に関する基準っていうのがあるんですけども。ちょっと確認したいんですが、この本町におけるふたば園実施ということですけども本町における利用対象の年齢と定員数について伺います。

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

ふたば園で実施するに当たりましての利用対象はゼロ歳 6 か月から 3 歳未満を予定しております。

定員でございますけれども、年齢別の区分

はなくて、一応6人ということで予定をしています。

○委員長（寺脇直子君）

利用できる日数とか時間の上限について伺います。

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

利用時間の上限は月当たり10時間で設定をしています。

○委員長（寺脇直子君）

利用できる日数も伺います。

はい。高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

日数の制限はありませんので、月当たり10時間が上限でございます。

○委員長（寺脇直子君）

もしですね、今後利用希望者がものすごく増えた場合とかですね、そういった場合のその受入調整というか受入体制について、何か想定されているのか伺います。

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

今後どこかのタイミングで、非常に利用者が増えてきて利用できない方が増え、利用できないというような状況が生じてきた場合には、まずは保育士の確保、そこが十分に可能か、それから今度は施設の確保、ここはできるかということを両方加味しまして、必要に応じて定員の拡大等も検討していかなければならないというふうには考えております。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございませんか。

内田副委員長。

○副委員長（内田香織君）

すいません。私も確認なんですけど10時間までっていうことなんですけど、これ例え

ば1日8時間預けたらもう1日で終わってしまう。ふたば園でそれを使い切ったら違う施設、例えば宝塚とか、豊中とかでも、誰でも通園制度がある園で利用できると思うんですけども、その1人当たり上限10なのか、1施設当たり10なのか、どっちなのでしょう。

○委員長（寺脇直子君）

はい。高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

まず10時間の上限ですけれども、これは1人当たり10時間がある意味付与されているというふうに考えていただければいいかと思います。ですので10時間の範囲であれば、豊能町であっても、あるいは他市の施設であっても利用することはできます。

それから、ふたば園での利用に関しては、1日当たりは4時間を上限とするような想定をしています。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございませんか。

どうですか、ほかに質疑ございませんか。

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

西地区の人はふたば園で誰でも通園制度を利用して、あとはすきっぷのところで、一時預かりを使うということですか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

今回誰でも通園制度を実施するに当たりまして、これとよく似た一時預かりの部分についても、少し見直しを行っております。

最初の月当たり10時間については1時間300円で利用できるというふうに、誰でも通園も300円、一時預かりも300円というふうにしております。

両方の施設を使われるかどうかというのはそれぞれの御家庭でお考えになることかと思えますけれども、もし西と東と両方使うということであれば、それぞれ 10 時間ずつ使う、300 円で使うことは可能です。

ただ、一時預かりに関しては、それを超えても、これまでとおり時間 800 円でという規定は残ったままでございます。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。ほかに質疑ございませんか。

はい。中川副議長。

○副議長（中川敦司君）

すいません。

ちょっと質問 1 点だけね、確認させていただきたいんですけども、さっき月 10 時間まで使わせていただけるということで説明ありまして、これは他の市町村とか、施設を使っても、トータル的に 10 時間までオクケーというようなことで、その方が今現状何時間まで使ってるかっていうのは、自己申告で確認するのか、それとも何か別な形でこの方は他の施設でも何時間使ってるから今 8 時間まで使ってるなというなことが確認とれるのかその辺りはどんなふうになると考えておいたらいいいんでしょうか。

○委員長（寺脇直子君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

今回、全国一斉にこの制度が始まります。

全国一斉に国が提供してます支援システム、予約システムを使うことになっております。各市町村では、利用される方の現在の月当たりの利用時間、何時間使ったかというのを、そのシステム上ですべて把握できるということになっておりますので、自己申告ではなくて、市町村側も把握できますし、本人さんあと 10 時間の枠のうち何時間残っているの

かということを、そのスマートフォンを見て理解できるというふうなシステムが構築されているところでございます。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございませんか。

よろしいですか。

はい。質疑がないようですので質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（寺脇直子君）

挙手全員であります。

よって、第 6 号議案は原案のとおり可決されました。

第 10 号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

第 10 号議案、豊能町国民健康保険条例改正の件につきまして、提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、国民健康保険法施行令の改正等に伴い所要の改正を行うものでございます。

着座にて御説明いたします。

それでは議案書 43 ページから 51 ページ、議案概要並びに新旧対照表を併せて御覧ください。今回の改正内容につきましては、一つ目としまして、子ども・子育て支援法の改正により、令和 8 年度に子ども・子育て支援金制度が創設され、被保険者から医療保険制度

上の給付に係る保険料と併せて、子ども・子育て支援金を徴収することとなりました。これに伴い、国民健康保険の保険料の賦課額は基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の合計額とされているところ、新たに子ども・子育て支援納付金賦課額を新設するため、所要の改正を行うものです。

改正内容につきましては、白丸以降に記載しておりますとおり基礎賦課額を定める内容と同様に保険料率や賦課限度額等の規定を設けるものです。

二つ目としまして、条例第 18 条における国民健康保険の保険料の基礎賦課額に係る賦課限度額を現行 65 万円から 66 万円に、条例第 27 条における国民健康保険の保険料の後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額を現行 24 万円から 26 万円に引き上げるものです。これは大阪府国民健康保険運営方針に基づく府内統一保険料率において示されたものです。

続いて三つ目としまして、第 36 条における低所得者に対し被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減する所得判定基準について、5 割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を 30 万 5,000 円から 31 万円に、2 割軽減の基準については、被保険者数に乗ずる金額を 56 万円から 57 万円に引き上げるものです。

四つ目としましてはその他規定の整備を図るものです。

なお、附則といたしまして、この条例の施行は令和 8 年 4 月 1 日からといたします。

また、経過措置といたしまして、この条例による改正後の規定は令和 8 年度以後の年度分の保険料に関して適用し、令和 7 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例によるものとします。

説明は以上でございます。

御審査いただき御決定賜りますようよろし

くお願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

国のほうでこども家庭庁の試算なんですけども 1 人当たり 250 円ぐらいですか。

まずそこを伺います。

○委員長（寺脇直子君）

はい。千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

国民健康保険に関しましては、令和 8 年度、月割り額として一月当たり 250 円という試算が一定出ております。

ただしこれにつきましては、所得によって変わってくる部分もございますので、一概に皆そうだということではないです。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

それが令和 9 年、令和 10 年とずっと上がってくるという国の試算はあるんですけども、所得によって違うんですけども。

おおむねそういうことですか。

○委員長（寺脇直子君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

この制度につきましては 3 年間かけて、この保険料というものの徴収というのを完成いたしますので、令和 8 年、9 年、10 年というのが段階的に上がっていくんですけども、令和 11 年以降につきましては、やはりどの程度の給付があるか、そういったところを見込んで金額のほうが決まってくるかと思っております。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

もっと勉強してきたらよかったんですけど、この子ども支援分、保険、子どもに対してこの病気だけで使うんじゃないかって、全体的な子どもの支援に使われる金額ですか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

先ほど言われました医療に関しては、基礎賦課額という形で医療というところで別の枠がございます。

今回新設されましたのは、子ども・子育て支援法に基づくものでありまして、今回新たについたものに関しては、例えば児童手当の拡充であるとか、先ほどから出ております誰でも通園制度、そういったところに充てられるお金というふうになっております。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。ほかに質疑ございませんか。

よろしいですか。

はい。それでは質疑がないようですので、これより質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（寺脇直子君）

挙手全員であります。

よって、第 10 号議案は原案のとおり可決

されました。

第 13 号議案、豊能町立学校等屋内運動場及び施設設備の使用に関する条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

はい。教育総務課、池田でございます。

そうしましたら、第 13 号議案、豊能町立学校等屋内運動場及び施設設備の使用に関する条例改正の件について御説明のほう申し上げます。

議案書の 56 ページから 57 ページ、概要資料、新旧対照表を併せて御覧ください。

着座にて説明させていただきます。

改正の理由でございますが、令和 8 年 4 月に、東西地区に義務教育学校を開校することから、所要の改正を行うものでございます。

令和 8 年 4 月から今までの各小中学校を統合し、義務教育学校となることから条例第 2 条に規定しております現在の各小中学校の名称をそれぞれとよの東学園、とよの西学園に改正すると同時に、使用料を定めている設備のうち、使用の実態がないものについて整理を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

説明は以上です。

御審査いただき御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

それでは本件に対する質疑を行います。

はい。林委員。

○委員（林 和利君）

はい。林です。

この度とよの東学園、とよの西学園なりますけども、特にとよの西学園、新しい学校ということで設備も、さぞ新しくなってるんだ

ろうというふうに思いますけれども、物価高騰の今この時代、この使用料っていう部分で、旧使用料等は新しい使用料って変わってないんですけども、その辺というのは、実際どうなんだろうかっていうところを伺いたいと思います。

○委員長（寺脇直子君）

はい。池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。

今回改正させていただく中に、今委員おっしゃるように使用料の改正がなされていない、物価高騰というようにお話でございましたが、この屋内運動場あるいは屋外運動場ですね、使用料を近隣等々を調べさせていただきました。

調べていく中で、明らかに本町の使用料がですね、かなり安すぎるとかですね、というようなことがある場合は、当然見直しをというようにところは検討はさせていただきましたが、こちらで調べさせていただく中ではですね、逆に本町のほうが高い設定になっているというように今実態を把握はさせていただいております。

ただ、高いからといってそれを据え置くというものでもないというふうには認識をしておりますが、今回の改正させていただく中ではですね、この使用料のほうについては、上げる下げるの改定は見送ろうかというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。林委員。

○委員（林 和利君）

その辺はまた状況を見ながらですね、していただければなというふうに思いますけれども、また使用する屋内の運動場を使用する場合、学校でも子どもたちが使用しますし、ま

たお休みの日、地域の団体さんとかが使われるかもしれませんが、西学園は新しいから、当分はないと思いますけども、機材の劣化等々ですね、なったとき、また運動中に地域の団体さんが壊してしまったとかいった場合は、やはり当事者の負担になってくるんだと思うんですけども、その辺ちょっとはつきりお伺いしたいと思います。

○委員長（寺脇直子君）

はい。池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。

今回東西には義務教育学校を開校すること、まずはこれ学校施設でございますので、行政財産ということになりますので、まず学校の目的を達するために使ってる分には制限はかけれないと、空いた部分について利用をしていただくというようなこと、形になるかとは思いますが、今委員おっしゃられるように何かの形で施設を壊してしまったとかってというようなことがあった場合はですね、ちょっとその辺りはしっかり、使用する団体から状況等を確認させていただいて、場合によってはですね、そこの部分の修繕とかをしてもらおうというようなこともあるかとは思いますが、はい、一応そういう形です。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。ほかに質疑ございませんか。

ちょっと私のほうから一点質問させていただきます。

今回このピアノの使用とかプールの使用の項目を削除するということですけども、利用実績がないということでしたけれども、これまでの利用されてる人数でどれぐらいいたんでしょうか。

はい。池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。

今回この設備でピアノとプールにつきましては、利用実態がないということで、このところから削除するという形で御提案のほうをさせていただいております。

利用実態がないということで、こちらのほうでちょっと調べる限りですね、実態自体が把握できなかったというところでございますので、例えばピアノを何年に何人使ったかというようなところの数字も把握ができていないという状況でございます。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

もしですね、仮に長い将来的に何かその利用ニーズっていうのが生じてきた場合、どのように対応されるのでしょうか。

はい。池田教育総務課長。

○教育総務課長（池田拓也君）

教育総務課、池田でございます。

本条例につきましては、古い年に昭和 50 年代に制定された条例でございまして、当時に文教施設であるとかいうスポーツ施設というのが余りなかったというようなところで、こういう条例を制定されたということが想定されます。

今後そういうニーズが余りにも多く出てくるというような事態があればですね、またその時に検討はさせていただきたいというふうには考えております。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

はい。ほかに質疑ございませんか。

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（寺脇直子君）

挙手全員であります。

よって、第 13 号議案は原案のとおり可決されました。

第 14 号議案、豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

それでは、第 14 号議案、豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例改正の件につきまして、議案書改正案文、議案概要及び新旧対照表に沿って御説明いたします。

着座にて失礼します。

本件につきましては、令和 8 年 4 月より開始するこども誰でも通園制度に関する条例として、令和 7 年 12 月議会の採決をへて交付されたものですが、今回、当該条例の元となる国の基準が改正されたため、これに合わせて町条例についても改正を行うものです。

まず議案概要を御覧ください。

改正する条例の名称は豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例です。改正の理由は、国において乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準が改正されたため、所要の改正を行うものです。

今回の改正内容は主に現行の規定の文言等の整理を行うものであり、追加の条文を除いて実質的に大きな基準の変更を行うものではないでございます。

主な追加条文としては、第 23 条の 2 において、設備及び職員の基準の特例に関する条文を追加しています。この条文は離島その他

の理由により、認定こども園、幼稚園、保育所や地域型保育事業の確保が著しく困難である地域で、乳児等通園支援事業を実施する場合には、設備の基準や職員の基準は適用しないとの規定であり、実質的に豊能町においては該当いたしません。

続いて改正箇所については、新旧対照表を御覧ください。

各条文のうち、主な改正部分について概要を説明いたします。

第3条においては、条文中の「豊能町子ども・子育て審議会」を「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者」に改めるものです。

第9条から第18条では、「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改正するなどを行います。

第23条では、改正前の条文においては、一般型乳児等通園支援事業所の保育士に地域限定保育士を含む規定としていたところ、国の基準改正に合わせ、改正前の国家戦略特別区域法に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む規定を追加するものです。

第23条の2では新たに条文が追加されていますが、その内容は先ほど議案概要で御説明したとおりです。

第27条及び第28条においては文言の整理を行います。

続いて議案書を御覧ください。

第14号議案、豊能町乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準を定める条例改正の件でございます。

提案理由は先ほど議案概要で御説明したとおりです。

次に改正案文を御覧ください。

改正箇所は先ほど議案概要で御説明したとおりです。

附則として施行期日は令和8年4月1日としています。

説明は以上でございます。

御審査いただき、御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

はい。これより本件に対する質疑を行います。

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

ここで21条かな。余裕活用型乳児等通園支援制度というのが、説明ありますよね。要するに、受入れに余裕のある場合に限って、その範囲の中で受入れができるとう書いてますよね。そういう制度ですよね。だから余裕がなかったら断るということになるんじゃないですかね。

○委員長（寺脇直子君）

はい。高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

こども育成課の高田です。

この条例におきましては、余裕活用型乳児等通園支援事業に対するものとして、一般型乳児等通園支援事業というのも規定しております。

この違いでございますけれども、余裕活用型については、通常の保育のクラスに定員の余裕がある場合にそれを受け入れるという制度、やり方でございます。

一方、一般型乳児等通園支援事業は、これとは通常の幼稚園、保育所等の既存のクラスとは別に専用の居室等を設けて、そこで事業を行うということでございます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。小寺委員。

○委員（小寺正人君）

だからその文面見たらね、その施設又は事業に関わる利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の、数の乳幼児を対象として、乳幼児通園支援する事業を行うとう書いてあるんじゃないすか。

だから、余裕がなかったら受け入れないということを言ってるのではないんですか。

だから事前になんか打ち合わせなあかんの違う。勝手に行ってみてくださいって、できるもんじゃないんでしょ。

○委員長（寺脇直子君）

はい。高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

委員のおっしゃるとおりでございまして、余裕があるかどうかというのは、予約システムの中で、あと何人枠がありますよというのを見ながら予約をしますので、そのところは利用する方にとっては把握ができるような形式になっております。

○委員長（寺脇直子君）

小寺委員、よろしいでしょうか。

はい。小寺委員

○委員（小寺正人君）

余裕がある場合にそういう事業をやってもいいですよっていう文言じゃない。そういうことでしょ。余裕がある場合はやってもいいですよ。この事業。

○委員長（寺脇直子君）

小寺委員、一点確認したいんですけど、余裕がある場合ってというのはその定員に対してということですか。

はい。高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

この乳児等通園支援事業をやろうという事業者は、この余裕活用型を選ぶのか、一般型を選ぶのか、届出の時点で選択することになっております。はい。

ですので、その場その場で決めるのではなくて、当初の時点でどちらを使うのかということを決めますので、そのところ利用者の混乱というのは基本的には生じないというふうに考えております。

○委員長（寺脇直子君）

はい。よろしいでしょうか。

ほかに質疑ございませんか。

よろしいですか。

はい。質疑がないようですので質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（寺脇直子君）

挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決と認められました。

はい。それではこれより暫時休憩といたします。

再開は12時45分といたします。

（午前11時53分 休憩）

（午後0時45分 再開）

○委員長（寺脇直子君）

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

第15号議案、豊能町過疎地域持続的発展計画を定めることについて（関係部分のみ）を議題といたします。

初めにお諮りいたします。

提案理由の説明については本会議初日に行っていたいておりますので、本常任委員会では省略し、質疑から始めたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

異議なしと認めます。

それではこれより本件に対する質疑を行います。

なお、福祉教育常任委員会フォルダの中に

第 15 号議案の委員会別一覧を載せておりますので確認の上、質疑をしてください。

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

はい。管野です。

27 ページの真ん中より少し下のところです。

（2）高齢者の福祉の向上及び増進のところなんですけれども、「高齢化率は 47.4%（令和 2 年国勢調査）」と書いてありますが、現在の最新の数字をここへ入れないのか、私の一般質問で 50.84%というお答えをいただきましたが、このままでよろしいんですか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

生活福祉部の小森でございます。

議員、御指摘のとおり直近であればということになるんですが、あくまでもオフィシャルな計画として、国勢調査を基本としておるようですので、昨年度ですかね、国勢調査しましたので、その情報が入れば次の見直しのときに入と思います。

以上でございます。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。ほかに質疑ございませんか。

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

続いて 29 ページなんですけれど、子育て支援センターの利用者数というのは、3,954 人で目標値 4,500 人ですけれど、子どもが減っているのに、こういうふうにご利用が増えるのか、箕面森町を入れた数字なのか。

それからその下の高齢者の通いの場の数ですけれど、6 と伺いましたがどうですか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

健康増進課の岡本です。

まず一つ目の子育て支援センター利用者数についてですが、確かにお子さんの数は減少しているというのが実情ですけれども、今後、よりいろんなイベントを開催したりとかそういったもので多くの方に来ていただいておりますので、そういったところにも力を入れながら、人数、できるだけその関わる機会を増やすということを目指に取り組んでいきたいと思っております。

もう一つ高齢者の通いの場の設置数なんですけれども、これは今現在、令和 7 年度に 6 か所目加わったということで、令和 6 年度については、この資料のとおり 5 か所ということになっております。

○委員長（寺脇直子君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

今の子育て支援センターなんですけれど、箕面森町の人の数も入っているんですか。

○委員長（寺脇直子君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

この人数につきましては総数ということで、箕面森町の方も行事に関しては入っております。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございませんか。

はい。小寺委員。

○委員（小寺正人君）

27 ページの高齢者の福祉の向上及び増進のところですね、「そのため、地域包括ケアシステムさらに推進し」と書いてますよね。

どこやったっけ。次の 28 ページにも、同様に書いてたと思う。要するにね、地域包括ケアシステムっていうのが本当に出来上がってるんですか。出来上がってないから作りますよってんのか。どっちなんすかね。

30 ページに書いてるかな。30 ページに、

過疎地域持続的発展特別事業の中に包括支援事業かな。その中に「地域包括ケアシステムにより」で書いてるけど、実はこの包括ケアシステムは出来上がってないんじゃないんですか、それを作るって言ってるんですか。どうなんですか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課岡本です。

この地域包括ケアシステムというのは、30ページの資料の表の中ほどに書かれてますとおり、「介護、医療、介護予防、生活支援等のサービスを一体的に提供する」というこういった連携体制を推し進めていくというものでございます。

これにつきましては、一定いろいろ地域の事業所等と連携したり、あとまた地域包括支援センターで個別の相談などを受けながら、その日常生活のところから関わっていくというようなことを進めておりますので、一定のこの地域包括支援ケアシステムというのはできていると思っております。

ただ、これについては、恐らくどこがゴールかっていうのはなくて、進めれば、推進はどんどんやっていって行く。それをさらに円滑に進めていく、若しくは今ちょっと課題として、不足しているとか、もう少しこういったものがあたらいいなというものも加えていって、この構築、その地域包括支援ケアシステムの中身を充実させていくということが必要かなというふうに思っております。

○委員長（寺脇直子君）

はい。小寺委員。

○委員（小寺正人君）

何年前ですかね。えっとね、10年はなっていないかな。5年から10年前ぐらいに東ときわ台に小川内科さんがまだ開業してはるときにね、これ聞かれたんですよ。薬をもらい

に行ってたときにね、これどうなってるのと、地域包括ケアシステムはどうなってるんですかと聞かれた。ちょうどその時は3月をめぐりに聞かれたんはね、夏ぐらいだったと思う。

6月か7月、3月今期になんか、答申が出るみたいですよと、お答えしたらね、小川先生がね、それは違うんじゃないかと。はっきり言われて、何でかと言ったら、池田医師会に申込みが来てへんど。医師会が関われへん地域包括ケアシステムなんかありえんやろうと。ちょっと違うんじゃないかとこう言われてものすごい気になって、ずっとそれを、そんなもんかなあと。ちょっと勉強してたけども、ついにできたという話は聞いたことがないんだけど、本当にできてるの。

○委員長（寺脇直子君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課岡本です。

この地域包括ケアシステムについては先ほど申しましたとおり、どれが完成系というものはないと思っております。少しずつ充実させていって、より暮らしやすいまちができるというところを目指しているものだと考えております。

先ほど小川先生のお名前が出てきたんですけども、医師会の先生という意味では、まず介護保険の運営委員会ですとか、包括支援センター運営協議会、そういったものに、委員として、必ずこの医師会の先生にも参加していただいております。

計画策定とか、そのサービスの進捗等も確認していただきながら進めておりますので、一定の医師会の先生の関与があるというふうに考えております。

ただちょっとこのずっとこの豊能町のこの地域包括ケアシステムの課題としましては、地域ケア会議と言いまして、地域の課題を掘り下げて検討していくという会議があるんで

すけれども。こちらがちょっと開催のほうが十分できていないということがありますので、こちらにつきましては、今年度末に少し準備会議のようなものをしまして、来年度から、しっかりその地域ケア会議を進めていくということで、地域課題の整理といったことにも取り組んでいきたいというふうに思っております。

○委員長（寺脇直子君）

はい。よろしいですか。

はい。ほかに質疑ございませんか。

はい。林委員。

○委員（林 和利君）

はい。林でございます。

今、小寺委員のちょっとかぶっちゃうかもしれないかもしれませんが、28 ページの高齢者の福祉の向上及び増進、（２）ですね（３）そして障害者（児）の福祉の向上及び増進ということで、さっきのケアシステムという部分で、例えばこの方たちの移動支援とかね、またそういった部分で通院とか買物支援とか、施設に行くときなどの送迎関係の送迎車両とか、その辺の確保なども大きく含まれているというような部分も考えてよろしいでしょうか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

委員おっしゃっていただいたとおり、通院とか買物、そういったことに関する移動支援、そういったものも含めて検討していくということを進めております。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。ほかに質疑ございませんか。

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

はい。39 ページなんですけど、文化のこと

ですけれども、ここにユーベルホールが入ってなくて、戻りまして、36 ページに文化ホール整備事業があるんですね。

ユーベルホールの中身のことはこの文化のところへ入れなきゃいけないかなと思うんですけれども、ユーベルホールのホームページには、「芸術・文化の創造・実践・鑑賞の殿堂」ってすごいすてきな言葉が並べられてるんですけれども、ここには書かなくていいんですか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷 匠君）

はい。生涯学習課、中谷です。

39 ページのところに「文化ホールを拠点とし」ということで、地域の団体等による文化芸術活動の課題について述べておりまして、こちらにその文化振興についてを載せないといけないのかという意見、載せなくてよいのかという御質問かと思います。

そちらにつきましては、現在のところ過疎債におきましては、施設整備についてはちょっと考えておるんですけど、ソフトのほうについてそこまで考え、このときは考えていなかったというところでございます。

○委員長（寺脇直子君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

生涯学習のことでは 35 ページも図書館とシーツのことが書いてあるんですけど、ユーベルはたくさん動員しなくてもいいということですか。目標値も書いてないんですけど。その辺りどうですか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷 匠君）

はい。生涯学習課、中谷です。

ユーベルホールにつきましては、この図書館もなんですけど、公共施設の再編にちょっ

と入っておりましたので、あとユーベルホール自身が今後存続がずっとするのかというところもありまして、今回の表記では、ユーベルホールは含んでいないというところになっております。

○委員長（寺脇直子君）

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

うん。文化の中身のところでね、今地域の方が狂言やってくれはったりしてますよね。

そういうところにはもう過疎債が入ってなくても大丈夫だという考えですか。

○委員長（寺脇直子君）

時間がかかるようでしたら暫時休憩しますけど。

今すぐ答えられませんか。

はい。中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷 匠君）

はい。生涯学習課、中谷です。

40 ページの文化振興事業のところで「地域における文化芸術活動の事業連携や持続可能な地域活動の支援」というところで該当するというふうに考えております。

すいません。答弁遅くなり申し訳ございません。

○委員長（寺脇直子君）

管野委員、よろしいですか。

その件はよろしいですか。

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

35 ページのこの基準値と目標値なんですけど、ここはずっと下がっているのに、全体的なことなんですけど、ふるさと寄附なんかは倍増と書いてあるんですね、この基準ってなんですか、大きく目標値を持っておかなければいけないことはないんですか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷 匠君）

はい。生涯学習課、中谷です。

まず 35 ページの試算につきましては、おおむねですね、令和 6 年度から 12 年度までで人口が 10% 程度減少されるという見込みになっておりまして、こちらに目標値にしておりますのは、5% 減ということで、人口減少が 10% ぐらいしますが、5% にとどめたいというような計画を立てております。

ちょっと全体につきましてはちょっとお答えが私のほうからはちょっと申し訳ございません。

○委員長（寺脇直子君）

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

この数字は箕面森町は入っていないんですか。豊能町は人口が減るけれども、箕面森町の利用者というのは図書館やシートスものすごく増えてると思うんですが、それを加味されていないんですか。それで 5% なんですか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。中谷生涯学習課長。

○生涯学習課長（中谷 匠君）

はい。生涯学習課、中谷です。

箕面市等他市の利用も加味した数字で 5% ということで計算しております。

○委員長（寺脇直子君）

はい。よろしいですか。

はい。ほかに質疑ございませんか。

小寺委員。

○委員（小寺正人君）

28 ページから西地区の認定こども園の整備、これについて 29 ページに表もありますけど、整備に当たってね、これは、国が 2 分の 1 持ってくれるんですよ、これね。その民間の事業者が 4 分の 1 持ってくれるんですよ。豊能町は 4 分の 1 持たないかと。その 4 分の 1 に対して過疎債を使うと、そういうふうに理解したらいいんですかね。

○委員長（寺脇直子君）

はい。高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

現在の想定は今、委員のおっしゃったとおりでございます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。小寺委員。

○委員（小寺正人君）

すると建設費も非常に安くできると、そういうことやね。運営も同じく、国が2分の1でしたっけ、民間じゃなしにこれは府やね、都道府県、府が4分の1、町が4分の1と、こういう運営費でもってやるわけよね。これ、これはまあ過疎債の当然使われへんよね。

○委員長（寺脇直子君）

はい。高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

運営費に関しては過疎債の活用を考えておりません。

○委員長（寺脇直子君）

はい。仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太郎君）

こども未来部、仙波です。

ただ全体として過疎債の中では、その運営費に係る部分が少ないというところで、今の高田課長が申し上げたところになります。

○委員長（寺脇直子君）

はい。小寺委員。

○委員（小寺正人君）

過疎債使えるかどうかの話をしていただけなんですけどね。これね12年前かな、北海道行ったときに、釧路市の隣に釧路町があって、その人が、ものすごい言うてはったのはね、何なんだっけな。待機児童の解消っていう、これを加速化するというプラン、これさえあればね。国が2分の1じゃない3分の2を持ってくれます。事業者、民間の事業者が4分の1を持ってくれる、残りの12分の11を釧

路町ね、釧路町が持てばいいんだと、やらない手はないと盛んに言っておられたんですよ。多分それは時限立法だったかもしれないけど、名前を変えてまだ生きてるっていうことはないですかね、名前を変えて。要するに待機児童を解消するという加速化プランというのを出して、持っていけばね、今この案がまだ生きてませんかと聞いてます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

委員のおっしゃってるのは、つい直前の年度までは子育て安心プランという形で、国のほうも実施されていたものがあります。

現在は、またそれを名称を変えて、残っておりますけれども、この過疎債とは別のところでの措置になりますので、その活用できるもの、実際に、整備するに当たって国の制度は十分活用していきたいというふうに考えております。

○委員長（寺脇直子君）

はい。よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

はい。林委員。

○委員（林 和利君）

林でございます。

36 ページなんですけれども、この中に教育用コンピュータ整備、GIGAスクール教育、不登校対策っていう、義務教育のところではあるんですけれども、子どもたちがタブレットなどを使いながら、勉強されていくと思うんですけれども。将来的にはなかなかこの不登校ではないかもしれないけども学校には行けないような子に対しての遠隔的な授業とか、また各個人がタブレットを持った個人的な学びとかですね、そんなのも実現するようなこともあるかもしれませんし、また先生方の負担も軽減されていくんじゃないかなと

いうふうに思いますけども、そんなのも全て含めたような意味合いがこの中にも入ってるというようなところででしょうか。

将来的には先ほど申し上げたような、もう自宅で遠隔的な授業が受けられるとか、そういうこともありえるのでしょうか。

お願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

はい。峯義務教育課長。

○義務教育課長（峯亜希子君）

はい。義務教育課の峯です。

これからですけれども、個に応じた学習ができるようにまず、タブレットドリルの導入を検討しております。

そちらにつきましては子どもたちの習熟に応じた学習ができるようになっております。

また、学校に行きにくいお子さん、不登校のお子さんへの対応ですけれども、教育支援センターという、学校に行きにくいお子さんが通える場所を作りまして、そちらと学校をオンラインでつないで授業を受けられるようにするというのも、今後進めていく予定でおります。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。ほかに質疑ございませんか。

はい。永並委員。

○委員（永並 啓君）

広域行政の観点から、図書館とかいろいろな保育施設であったりとか箕面森町とか結構利用されてますよね。

将来的に、例えば箕面市と共同して何かをつくります。消防の庁舎みたいにね、そういう場合、例えば箕面森町側につくるってなった場合でも過疎債って使えるの。

豊能町も負担はしますと。そういった場合は過疎債は適用にはなるんですか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

もしそういうことが起こってまいりましたら、府、国とも調整して、相談の上ということになってまいると思います。

ただ、一部事務組合でも今、過疎債充てながら事業をやらせていただいている部分もございまして、何とも申し上げられませんが、全く使えないということでもないんじゃないかなという感じでは今思っております。

○委員長（寺脇直子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

そういうところは特に明記しなくても、ここでクリアできる感じですか、どこかの部分でそういうのは大丈夫。

○委員長（寺脇直子君）

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

今直ちに広域的にですね、箕面市と何かやろうかという具体的な動きがございません。

ただ、もし今後そういうことで出てまいりましたらですね、過疎計画っていうのは、変更修正というのがありうるっていうんですか、できるものでございますので、ここにも漏れておるような事業があったとしてもそれでまた、そういう事業を進めますということで、何らかの予算の例えば議会の議決として、それを大阪府のほうに議会の議決とてますよということであればもうここを修正させていただいて、やらしていくこともできますし、この発展計画自体を今回の議会にかけてるようにですね、また改めてそこんところを広域的にやりますっていうところ付け加えてもう一度議会の議決かければ過疎債の適用になるということでございますので、そこんところあまり重きに置いていただかなくても結構かなというふうに思います。

○委員長（寺脇直子君）

永並委員。

○委員（永並 啓君）

その場に応じてそういう計画が出たら5年間、何もできないわけじゃなくて修正してそういう国が認めてくれたら適用も可能ということですね。

あと1点お願いしたいのは、やはりなかなかこういう計画が出てしまうと、このとおりになるんじゃないかっていうふうに、結構住民さんも思うのかなと、公開されるんで、ここをこう書いてるやないかとか。昨日の質問でも、具体的にとか、まだ決まってないことであっても質問される方も、特に住民さんはその説明を受けてないから、これだけを見てそう思われる方がいるかと思うんで、もう前段の部分にしっかりとそこら辺が分かるように、そういう問い合わせが来ても、担当者の方がこれは過疎計画に基づく、過疎債の計画に基づいて作ってるもんなんですよってことで、すばっと切れるような、そこへずるずる引っ張ってここに書いとるやないか、なんでやねんとかって言われないような、対策っていうものもちょっと考えないといけないのかなと思うんですが、そこら辺は考えてくれたらいいんです。よろしくお願いします。

○委員長（寺脇直子君）

要望でよろしいですか。

はい。答弁があれば。

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

今、永並委員のおっしゃった御指摘踏まえましてですね、今後住民のほうにこれを公表するなり公開していくときには、そういった点に配慮してですね、何らかの表現を付け加えながらこの計画については表に出していきたいなというふうに思います。

よろしくお願いします。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。ほかに質疑ございませんか。

すいません。私のほうから1点、30ページの過疎地域持続的発展特別事業の健康づくりのところなんですけども、ここは予防接種推進事業の「感染の恐れがある疾病」っていうのはどのような病気のことを想定してるんでしょう。

はい。岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

健康増進課、岡本です。

ここで言うております予防接種推進事業ですけれども、これはこれまでも実施しております、例えばインフルエンザですとか、昨年度定期接種に変わりました新型コロナウイルスですとか、あとは带状疱疹ですとか、あとは子どもの予防接種等に実施している感染症全般を指しております、それに対して疾病の発生や蔓延の予防ということで予防接種を推進していくというそういうことで、こういう形で挙げさせていただいております。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございませんか。

はい。それでは質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

（全員挙手）

○委員長（寺脇直子君）

挙手全員であります。

よって、第15号議案は原案のとおり可決されました。

第16号議案、令和7年度豊能町一般会計補正予算（第12回）の件（関係部分のみ）を議題といたします。

順次、提案理由の説明を求めます。

○委員長（寺脇直子君）

萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

はい。住民人権課の萩原です。

それでは第 16 号議案、令和 7 年度豊能町一般会計補正予算の件につきまして、その提案理由の該当事由を関連する部分のみ順次御説明申し上げます。

着座にて失礼いたします。

まずは 7 ページを御覧ください。

第 2 表 繰越明許費の補正（追加）でございます。該当事業については年度内に事業が完了する見込みがないため繰り越すものでございます。それではですね、今回の歳入歳出予算の補正内容についてですね、御説明のほう申し上げます。

最初に歳出について申し上げます。

19 ページを御覧ください。

款 2. 総務費、項 3. 戸籍住民基本台帳費、目 1. 戸籍住民基本台帳費、2. 戸籍事務等窓口業務事業でございますが、振り仮名記載法制化の改正対応に係るシステム改修に係る業務委託料 1,442 万 8,000 円を補正するものでございます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

20 ページを御覧ください。

款 3. 民生費、項 1. 社会福祉費、目 2. 老人福祉費の 2. 介護保険支援事業でございますが、社会福祉法人利用者負担軽減措置に係る助成金を増額補正するものでございます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

同じく、5. 在宅高齢者支援事業の 229 万円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交

付金を活用し、高齢者の外出支援に係るおでかけくん車両を新たに購入する費用を補正するものです。

続きまして 22 ページを、失礼しました。

○委員長（寺脇直子君）

はい。千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

はい。保険課、千歳です。

続いて 21 ページを御覧ください。

目 9. 後期高齢者医療費の 1. 後期高齢者医療特別会計繰出金事業でございますが、今年度の後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額が確定したことに伴い、21 万 7,000、1,000 円を減額するものでございます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

22 ページを御覧ください。

○委員長（寺脇直子君）

217 万かな。ごめんなさい。

暫時休憩いたします。

（午後 1 時 19 分 休憩）

（午後 1 時 19 分 再開）

○委員長（寺脇直子君）

はい。休憩前に引き続き会議を開きます。

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

はい。すみません。保険課、千歳です。

先ほど説明いたしました後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額の減額の額なんです、先ほど 227 万 1,000 円と申し上げましたが、正しくは 217 万 1,000 円になります。

21 万 7 万 1,000 円と言ってしまったと思うんですが、217 万 1,000 円を減額するものでございます。

訂正いたします。

○委員長（寺脇直子君）

はい。岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

22 ページを御覧ください。

款 4. 衛生費、項 1. 保健衛生費、目 2. 予防費の 3. 予防接種推進事業の 2,207 万 6,000 円は、過年度の精算に伴い、新型コロナウイルスワクチン接種に係る国庫負担金等を償還する費用を補正するものです。

○委員長（寺脇直子君）

高田こども育成課長。

○こども育成課長（高田浩史君）

はい。こども育成課の高田です。

続いて 26 ページを御覧ください。

款 10. 教育費、項 1. 教育総務費、目 2. 事務局費 11. 子ども・子育て支援事業のうち、償還金 169 万 5,000 円は、令和 6 年度子ども・子育て支援交付金の交付額確定に伴う償還金でございます。

歳出の説明は以上です。

○委員長（寺脇直子君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

次に歳入について御説明申し上げます。

13 ページへお戻りください。

款 15. 国庫支出金、項 1. 国庫負担金、目 1. 民生費国庫負担金、節 3. 未熟児養育医療助成費国庫負担金でございますが、未熟児養育医療給付事業に係る国庫負担金の確定に伴い、87 万 4,000 円を増額するものでございます。

○委員長（寺脇直子君）

萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

はい。住民人権課、萩原です。

続きまして、項 2. 国庫補助金、目 1. 総務費国庫補助金、節 3. 戸籍住民基本台帳費国庫補助金の 1. 社会保障・税番号制度システム整備費国庫補助金でございますが、歳出

のところで御説明申し上げました振り仮名記載法改正対応事業に係る国庫補助金 809 万 2,000 円でございます。

○委員長（寺脇直子君）

はい。岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

はい。続きまして、目 2. 民生費国庫補助金、節 2. 老人福祉費国庫補助金の 1. 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 229 万円は、先ほど歳出のところで説明いたしました在宅高齢者支援事業に係る交付金でございます。

○委員長（寺脇直子君）

千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

続いて 14 ページを御覧ください。

款 16. 府支出金、項 1. 府負担金、目 2. 民生費府負担金、節 4. 後期高齢者医療負担金の 1. 後期高齢者医療保険基盤安定繰入金府負担金でございますが、先ほど歳出で御説明いたしました、後期高齢者医療特別会計繰出金事業に係る府負担金の確定に伴い、162 万 9,000 円を減額するものでございます。

説明は以上でございます。

御審査いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

これより本件に対する質疑を行います。

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

20 ページの民生費、社会福祉費、老人福祉費の在宅高齢者支援事業、おでかけくんの 3 台目の購入ですけれども、まずは運転手はいるのか伺います。

○委員長（寺脇直子君）

はい。岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

運転手の確保については、これまでかなり苦勞するという時期もございましたけれども、今回最近になりまして、何人か採用されたということで4月からメンバーに入って一緒に運行していただけるというような段取りで進めております。

○委員長（寺脇直子君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

3台目購入の理由なんですけれど、ずっと予約が取れない時間があります、午前中とかね。その対策なのか、又は年間48枚しか配付していただけないので、それを増やしていただける施策なのか、それからオーバーした分は少し高くてもいいっていう意見も出ていたと思うんですが、どのようなお考えで3台目を導入するんですか。

○委員長（寺脇直子君）

岡本健康増進課長。

○健康増進課長（岡本めぐみ君）

はい。健康増進課、岡本です。

3台目の購入につきましては、一部かなり予約をお断りするケースっていうのは少ないように努めておりますけれども、どうしても一定数生じてしまうということ、また東地区と西地区の配車の段取りがちょっと難しいという現状もございましたので、その辺りをカバーするために3台目を購入ということで考えております。

チケットの増刷といいますか、追加購入につきましては、今のところはちょっと実施の予定はしておりません。

○委員長（寺脇直子君）

管野委員。

○委員（管野英美子君）

さっきの質問に戻りますけれど、地域公共交通会議にかけるといことですね。

それで、私、前回傍聴したときに、運転手の性格判断みたいなものまで、傍聴席にこう

来て、名前も書いてあるしちょっとびっくりしたんですけど、それはその委員さんだけで見ていただければいいと思うんですけど、そういうことも地域公共交通会議にかけなければいけないんですか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森進君）

はい。生活福祉部の小森でございます。

その会議にかけられて、その中の資料を傍聴までというところについては配慮をしないと駄目なのかなというふうに思ってます。

これは私どもが行っているこのおでかけくんの事業も含めてなんですが、一般の社会福祉法人さんも同様の事業をされてる場合がございます。

これはまたうちの主催事業ではなくて、この辺の6市3町で構成される地方公共交通会議ってのまたございまして、そこで一般の社会福祉法人さんも同じような段取りで資料を出されてこられます。

その中には、やっぱり同じような業種、民業の方、タクシーでありますとか、バスであるとか、民業の方も入っております。

ですので、その目はやはりプロドライバーとして同じお金を徴収する、金額の高い低いがございますが、徴収、お金をもらって運行するというような目で、どうしてもプロドライバーの方見られますので、やはり一定のその正確性であるとか、適用性というところについては見られるということになってございます。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。ほかに質疑ございませんか。

ちょっと私のほうから質問させてもらいます。19ページの戸籍事務等窓口業務事業のこの業務委託料の内訳について伺います。

はい。萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

住民人権課の萩原です。

業務委託料の内訳なんです、システム改修になるんですが、三つありまして、まず一つ目がですね、戸籍の附票への旧氏と、それから旧氏の振り仮名の記載対応という業務になります。

二つ目がですね、住民基本台帳に振り仮名を一括記載、一括で職権記載する対応業務があります。

三つ目がですね、それに合わせてコンビニ交付システム、住基のほう対応しましたら、コンビニ交付システムのほうも改修が要りますんで、その三つのシステムの改修費を足したものでございます。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

今後更新のタイミングとか、この費用は常に業務委託料としてかかってくるということではよろしいでしょうか。

はい。萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

今回ですね、これはもうこの法改正に対応する今回の1回限りといいますか、この業務を行うのに係るシステム改修ですので最初に言った戸籍の附票に今までは旧氏とかですね、旧氏の振り仮名を記載するところはなかったんですが、そっくりそのまま何ていうんすかね、プラットフォームから全部変えて改修するとか、あとは住基のほうの一括記載っていうのは、今戸籍のほうで一括で、何ていうんすかね、振り仮名のほうを届出期間が終了したら、順次一括で仮の振り仮名をつけていくんですが、戸籍の振り仮名をつけたら、今度住基の振り仮名もつけるという作業、それを自動で行うっていうシステム改修とそれと先ほど言った、それに関わるコンビニシステムなんで一応この法改正に対する1回限りのや

つで、結局この総務省の補助金、これを活用して行うということになります。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

ほかに質疑ございませんか。

はい。管野委員

○委員（管野英美子君）

今の寺脇委員長の質問の中で、コンビニ交付標準化対応事業というのは、この振り仮名のこの1,400万円。そこに入ってるのと入っていない事業があるんですか。7ページの繰越明許費の上から4段目1,000万何とかっていう、その数字とは違うんですか。

○委員長（寺脇直子君）

萩原住民人権課長。

○住民人権課長（萩原哲也君）

住民人権課の萩原です。

結論から言いますと別物でして、今回繰越明許で上げさしてもらってるコンビニ交付の標準化については、基幹系システムと言って住民記録台帳とか、印鑑証明、印鑑登録事務とかいろんな業務が国のほうで標準化しなさいよという法律がありまして、それが本来は今年度に行う予定だったのが、8年度の10月にちょっとこれはもう業者さんの都合とかだと思うんですが、そこに延期になったということで、今年度、ちょっとこの標準化ですね、コンビニ交付の標準化システムの対応っていうのが、今年度できなくなって、翌年度に繰越しということです。

先ほどの分は、振り仮名の記載の法改正に対応するものですんで、ちょっとまた別になります。

○委員長（寺脇直子君）

はい。よろしいですか。

はい。ほかに質疑ございませんか。

よろしいですか。

質疑を終結してよろしいですか。

はい、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○委員長(寺脇直子君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○委員長(寺脇直子君)

はい。挙手全員であります。

よって、第16号議案は原案のとおり可決されました。

第17号議案、令和7年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

はい。千歳保険課長。

○保険課長(千歳あや乃君)

保険課、千歳です。

第17号議案、令和7年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算の件につきまして、提案理由の説明をいたします。

着座にて御説明いたします。

補正予算書の3ページをお開きください。

令和7年度豊能町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額につきましては、それぞれ増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億2,941万1,000円とするものです。

それでは今回の補正内容につきまして歳出より説明させていただきます。

9ページを御覧ください。

款2. 後期高齢者医療広域連合納付金、項1. 後期高齢者医療広域連合納付金、目1. 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、今年度の後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額が確定したことに伴う財源振替でございます。

歳出は以上です。

次に歳入について説明いたします。

8ページを御覧ください。

款1. 後期高齢者医療保険料、項1. 後期高齢者医療保険料、目1. 特別徴収保険料127万5,000円、2. 普通徴収保険料の89万7,000円の増額につきましては、それぞれ保険料の収入が当初の予定を上回る見込みであるため増額するものでございます。

次に、款3. 繰入金、項1. 一般会計繰入金、目2. 保険基盤安定繰入金217万2,000円の減額につきましては、今年度の後期高齢者医療保険基盤安定負担金の額が確定したことにより、繰入金を減額するものです。

説明は以上でございます。

御審査いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長(寺脇直子君)

これより本件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

はい。それでは質疑がないようですので質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

(「なし」の声あり)

○委員長(寺脇直子君)

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○委員長(寺脇直子君)

挙手全員であります。

よって、第17号議案は原案のとおり可決されました。

第24号議案、豊能町介護保険条例改正の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

はい。千歳保険課長。

○保険課長(千歳あや乃君)

保険課、千歳です。

第 24 号議案、豊能町介護保険条例改正の件につきまして、提案理由の説明をいたします。

本件につきましては、介護保険法施行令の改正等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

着座にて説明いたします。

それでは議案書 3 ページから 8 ページ、議案概要並びに新旧対照表を併せて御覧ください。

今回の補正内容につきましては、介護保険法施行令の改正に伴い、令和 7 年度税制改正による見直しの影響により、介護保険料の段階が変わりうる第 1 号被保険者について税制改正前と同様の判定となるよう、保険料率の算定に係る特例が定められることから、本町の保険料についても、これに応じた措置を講ずるため、所要の規定の整備を行うものでございます。

一つ目としまして、附則第 10 条として、令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得額の算定方法の特例、第 11 条として令和 8 年度の保険料率の算定に関する基準の特例を追加することにより、令和 8 年度の保険料を判定する際に、令和 7 年度税制改正見直し前と同様の判定となるよう措置を講じます。

二つ目としまして、税制改正を受け、令和 8 年度も住民税非課税となるよう就労調整を行ったものについては、今回の特例が保険料の負担増につながる可能性があることから、介護保険法に定める特別の理由に該当するとして、令和 8 年度保険料算定において、引き続き住民税非課税者の保険料段階まで減免できることとなりました。

この措置に対応するため、附則第 12 条を追加し、減額規定を整備するものです。

なお、この特例による減額は令和 8 年度の介護保険料算定において、課税、非課税の判

定について、市町村民税非課税者として判定する介護保険料段階までとします。

なお附則といたしまして、この条例の施行は令和 8 年 4 月 1 日からといたします。

説明は以上でございます。

御審査いただき御決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○委員長（寺脇直子君）

これより本件に対する質疑を行います。

はい。管野委員

○委員（管野英美子君）

この措置によって、どれぐらいの影響額があるんですか。

○委員長（寺脇直子君）

はい。千歳保険課長。

○保険課長（千歳あや乃君）

保険課、千歳です。

影響額につきましては、令和 7 年中の所得がまだ固まっておりませんので、正確な影響額というのはまだ分からない状況でございます。

ただ、国のほうとしましては、保険料収入の 1 % 程度が今回この条例改正を行わなければ、保険料の減額となってしまうというふうに聞いておりまして、本町につきましては、およそ 650 万程度というふうに試算をしております。

以上です。

○委員長（寺脇直子君）

よろしいですか。

はい。ほかに質疑ございませんか。

よろしいですか。

はい。それでは質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」の声あり）

○委員長（寺脇直子君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり可決と認めることに賛

成の方は挙手を願います。

(全員挙手)

○委員長（寺脇直子君）

挙手全員であります。

よって、第 24 号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付された案件はすべて終了いたしました。

続きまして、そのほかについて委員間討議を行う事項は何かございませんか。

はい。管野委員。

○委員（管野英美子君）

ちょっと内田副委員長とお話してたんですけど、遠くへ視察に行くのもいいんですけど、近くの猪名川町の、これ六瀬ほしのさと小学校とか、そういう不登校のことをちょっと勉強してみたいなと思って、視察に行ったらどうかという提案です。

○委員長（寺脇直子君）

はい。視察先の提案ですけれども以前小寺委員からも神山町の視察の提案がありますので、引き続き委員の皆さんから、視察先について提案がありましたら、また情報をお伝えいただきますようお願いいたします。

はい。以上で本委員会を閉会したいと思いますこれに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長（寺脇直子君）

異議なしと認めます。

よって、本委員会は閉会することに決定いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

本委員会の閉会に当たり町長から挨拶がございます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

福祉教育常任委員会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

本日提案させていただきました、議案に対

しまして慎重に御審査をいただきました。

誠にありがとうございます。

そして、御決定を賜りまして誠にありがとうございます。

いただきました御意見につきましてもですね、執行の折にしっかりと御意見をですね、いただいて注意を払ってまいりたいと考えてございますのでよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、閉会に当たりましての御挨拶をさせていただきます。

引き続きの御協力をいただきますようによりよろしくお願い申し上げまして、終わらせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

○委員長（寺脇直子君）

これをもって福祉教育常任委員会を閉会いたします。

どうもお疲れ様でした。

午後 1 時 43 分 閉会

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和 年 月 日署名

豊能町議会福祉教育常任委員会

委員長